

多賀町における部活動改革・地域クラブ活動推進計画

I 計画策定の趣旨

多賀町の中学校部活動は、生徒の健全な成長、学習意欲の向上、豊かな人間関係の形成に重要な役割を果たしてきた。しかし、急速な少子化の進行により、生徒数および部員数は減少傾向にあり、教員数の減少に伴う専門性の確保や活動機会の維持など、持続可能性の面で大きな課題に直面している。

滋賀県では、令和6年3月に「学校部活動の地域連携および地域クラブ活動への移行に向けた方針」を策定し、多賀町では、国の「地域スポーツクラブ活動体制整備事業（実証事業）」を活用して部活動改革を進めてきた。

また、国が令和7年12月に策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関するガイドライン」では、令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開を全国的に推進する方針を示した。

本計画は、国および滋賀県の方針を踏まえた多賀町の「第2期学校部活動の地域連携および地域クラブ活動への地域展開等に向けた方針～中学生のスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～」（以下「多賀町の方針」という。）を基に、多賀町における部活動改革および地域クラブ活動への展開に向けた方向性と具体的取組を示し、将来にわたり生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実することを目的として策定する。

II 計画の位置づけ

本計画は、多賀町の方針に基づく総合的な推進計画であり、多賀町教育大綱との整合を図るものとする。

III 計画期間

本計画は、滋賀県と同様に以下の2段階で推進する。

1 前期（改革実行期間：令和8年度～令和10年度）

重点：休日における部活動から地域クラブ活動への展開と指導者の確保・育成

2 後期（改革実行期間：令和11年度～令和13年度）

重点：平日を含めた地域展開等と多賀町の実情に応じた地域展開体制の確立

※前期終了時に中間評価を実施し、後期計画に反映する。

IV 多賀町の現状と課題

1 生徒数の減少と生徒ニーズの多様化

- ・多賀町の中学生数は将来的に大幅な減少が見込まれ、部活動の維持が困難になる可能性が高く、部活動数が減少する可能性が高い。
- ・学校部活動にない種目への希望などニーズの多様化が進む。

2 指導体制の課題

- ・部活動指導による教員の負担の増大と指導の質の確保が課題。
- ・外部指導者の確保も限定的で、安定的な指導体制が確立していない。

3 受け皿団体の不足

- ・実施主体としてのスポーツ少年団等は存在するが、統括する地域クラブとしての運営体制は十分ではない。

4 移動手段の課題

- ・公共交通が弱く、活動場所が分散すると生徒の移動負担が大きい。

V 基本理念

- 1 少子化が進む中でも生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保する。
- 2 「地域の子どもは地域で育てる」という理念のもと、地域の実情に応じた最適な活動体制を構築する。
- 3 教員の働き方改革と持続可能な活動体制の両立を図る。

VI 基本方針

少子化や生徒ニーズの多様化、指導者不足等により、従来の学校部活動の維持は困難となっている。また、今後子どもたちの活動の選択肢がさらに少なくなることが危惧され、子どもたちの豊かな学びと体験機会を失うことのないようにしていかななくてはならない。それゆえ、子どもたちが継続してスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、学校部活動の地域展開等を進め、地域全体で活動を支える体制を構築していく。

- 1 学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させつつ休日の活動から段階的に地域クラブ活動への展開を進め、平日は学校部活動と地域連携を併用しながら円滑な移行を図る。
- 2 令和5年度に設置した「多賀中学校の部活動のあり方および地域連携から地域展開に係る検討協議会」（以下「検討協議会」という。）において、地域展開の進め方や認定制度の運用等を継続的に協議し、関係者の共通理解のもとで改革を進める。

VII 多賀町の主な取組(方策)

1 体制づくり（推進体制の整備及び方針の策定・周知等）

子どもたちが、少子化の中でも、スポーツ・文化芸術活動に親しむことのできるよう学校と地域が連携した持続可能な体制の整備

- ・関係者による連絡体制の構築（関係部署との連携強化、コーディネーターの配置、検討協議会の開催等）
- ・地域展開等の円滑な推進体制の構築（（地域クラブ活動の認定、推進計画の策定、改革の進捗状況の評価及び検証、地域クラブの受け皿となる運営団体の設置等）
- ・生徒・保護者等への広報と相談窓口の設置

2 人づくり

子どもたちの自主的・自発的な活動を支える指導体制の構築

- ・教職員の兼職兼業及び地域クラブ活動の認定における指導者登録制度の運用
- ・指導者の募集・発掘等による確保
- ・指導者の資質向上

3 環境づくり（地域クラブ活動の円滑な実施に向けた対応）

子どもたちが、適切な休養日や活動時間の中で、学校内外の活動に主体的に安心して参加できる環境の構築

- ・多賀町認定地域クラブ活動の認定

（目途）改革実行期間前期（R10 年度末）までに

認定する地域クラブ数：スポーツ・文化芸術活動合わせて 5 クラブ程度

認定を目指す活動：多賀中学校部活動または地域で活動しているクラブ

参加対象となる区域：主に多賀中学校に在籍する生徒または多賀町在住の生徒

- ・活動推進のための環境整備等（活動方針・活動状況の共有、学校施設の有効活用等）
- ・寄附、ふるさと納税（企業版も含む）の活用など多様な財源の確保

VIII 評価・見直し

毎年度の進捗確認、前期終了時の中間評価、国・県の動向に応じた計画の見直しを行う。

令和 8 年 6 月作成